

自動車保管場所証明管理システム運用要領の制定について(例規通達)

この度、別添のとおり、自動車保管場所証明管理システム運用要領を定め、平成30年10月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

自動車保管場所証明管理システム運用要領

第1 目的

この要領は、自動車保管場所証明管理システム（以下「保管場所管理システム」という。）の適正な運用及び維持管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

保管場所管理システムの運用については、富山県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成24年富山県警察本部訓令第6号。以下「システム訓令」という。）、富山県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成30年富山県警察本部訓令第1号。以下「セキュリティ訓令」という。）及び自動車の保管場所証明等事務処理要領（平成30年9月28日付け富交規第2409号。以下「保管場所事務処理要領」という。）並びにこれらに基づく規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところのほか、システム訓令、セキュリティ訓令及び保管場所事務処理要領並びにこれらに基づく規程に定める用語の例による。

1 O S S

「自動車保有関係手続のワンストップサービス」の略語で、自動車保管場所証明申請手続における電子申請の方法をいう。

2 電子署名カード

O S S申請時において、自動車保管場所証明を行うために使用するカードであって、富山県警察における電子署名の管理に関する訓令（平成30年富山県警察本部訓令第22号。以下「電子署名管理訓令」という。）に規定するものをいう。

3 委託先担当者

自動車保管場所証明に関する業務を委託され、当該委託に係る業務に従事する者をいう。

4 アクセス

保管場所管理システムにデータを入力し、又は出力することをいう。

5 アクセス権者

システム訓令第5条第1項のシステム総括責任者から保管場所管理システムへのアクセスを行う権限を与えられた警察職員及び委託先担当者をいう。

第4 運用体制

1 運用主管課

保管場所管理システムの運用主管課は、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）とする。

2 保管場所管理システム運用主管課長

(1) 保管場所管理システム運用主管課長（以下「運用主管課長」という。）は、交通

部交通規制課長をもって充てる。

(2) 運用主管課長は、保管場所管理システムの適正な運用及び維持管理に当たるとともに、その運用に関する企画・調整に係る事務及び利用者に対する指導・教養を行うものとする。

(3) 運用主管課長は、保管場所管理システムの適正な管理のため、交通規制課の職員を指名し、その任務を補佐させる。

3 保管場所管理システム運用管理者

(1) 保管場所管理システム運用管理者（以下「運用管理者」という。）は、保管場所管理システムを運用する所属（以下「運用所属」という。）の長をもって充てる。

(2) 運用管理者は、保管場所管理システムの適正かつ円滑な運用に当たるものとする。

4 保管場所管理システム運用管理補助者

(1) 保管場所管理システム運用管理補助者（以下「運用管理補助者」という。）は、各運用所属の次席、副署長又は次長をもって充てる。

(2) 運用管理補助者は、保管場所管理システムの適正かつ円滑な運用について、運用管理者を補助するものとする。

5 保管場所管理システム取扱責任者

(1) 保管場所管理システム取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、各運用所属のうち、交通規制課は警部相当職の者、警察署は交通課長、地域交通課長又は地域交通課長代理をもって充てる。

(2) 取扱責任者は、保管場所管理システムの効率的な運用に当たり、自動車保管場所証明業務の適正な取扱いを確保するための必要な事務処理を行い、運用管理者及び運用管理補助者を補佐するものとする。

6 保管場所管理システム利用者

(1) 保管場所管理システム利用者は、アクセス権者とする。

(2) 保管場所管理システム利用者は、自動車保管場所証明に関する事務処理を行うものとする。

第5 アクセス権

1 アクセス権の申請

運用管理者は、保管場所管理システムのアクセス権の新規設定又は解除が必要となる警察職員及び委託先担当者について、別に定めるアクセス権設定申請書又は運用主管課長が定める様式により、運用主管課長を経由してシステム総括責任者にアクセス権の付与の申請を行うものとする。

2 アクセス権の付与

システム総括責任者は、前記1に規定する申請に基づき、必要と認める場合は、アクセス権を付与するものとする。

第6 保管場所管理システムの業務内容

1 交通規制課における業務

(1) 統計情報の収集

警察署において受理した申請等の処理にかかる所要日数等について、統計情報を

収集する。

(2) ホストデータの取り込み

ホストデータ（車台番号抹消通報、登録自動車番号通報ファイル）の取り込みを行う。

(3) カレンダー情報の修正

閉庁日を判断するため、カレンダー情報を修正する。

(4) アクセス権者の管理

アクセス権者の追加、解除等の管理を行う。

(5) システム情報の修正

必要に応じ、システムの動作に関する設定値を修正する。

2 警察署における業務

(1) 申請者情報の登録

自動車保管場所証明申請に係る住所、氏名等の申請者情報を登録する。

(2) 駐車場情報の登録

自動車保管場所証明申請及び自動車保管場所の現地調査による駐車場情報を登録する。

(3) O S S 申請の処理

O S S 申請の受付、証明許可、指導、証明不許可等の処理を行う。

(4) 届出情報の登録

自動車保管場所の届出、変更及び移転に係る届出情報を登録する。

第7 電子署名カードの取扱い

電子署名カードは、電子署名管理訓令に基づき適正に取り扱い、業務に支障がないように配慮すること。

第8 情報管理の徹底

1 保管場所管理システムにおける個人情報の取扱いについては、システム訓令及びこれに基づく規程に定めるところにより、その安全の確保に努めなければならない。

2 保管場所管理システムの情報セキュリティについて、富山県警察が整備したものは、セキュリティ訓令及びこれに基づく規程に定めるところによる。それ以外のものは、O S S 推進警察協議会が定めるO S S 警察共同利用型システムセキュリティポリシーに定めるところによる。

なお、保管場所管理システムに係る情報の分類は、次表のとおりとする。

	機密性	完全性	可用性
情報の分類	2（中）	2（高）	2（高）

3 関係機関との連携

運用主管課長は、保管場所管理システムに関連する機関である国土交通省、O S S 推進警察協議会等と連携し、適切な運用管理に努めなければならない。

第9 目的外の使用禁止

保管場所管理システムは、自動車保管場所証明業務の適正な運用を目的とするものであり、本目的以外で使用し、又は使用により得た情報を本目的以外で提供してはならな

い。

第 10 運用時間

保管場所管理システムの運用時間は、原則として 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は除くものとする。

また、保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りではない。

第 11 障害発生時の措置

- 1 システム障害の発生を認知した場合は、直ちに保管場所管理システムの使用を中止し、交通規制課へ報告すること。
- 2 交通規制課、警務部情報管理課及び各運用所属は相互に緊密な連絡を取り、それぞれ適切な措置を行うこと。
- 3 保管場所管理システムの使用は、障害の回復を待って行うこと。

第 12 その他

保管場所管理システムの運用その他必要な事項は、別に定めるものとする。